

別表

補助制度の名称		空き地活用応援制度（整備費補助）				
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き地の減少・適正管理又は地域の活性化のため、空き地を地域活動や交流の拠点として利用する場合等の、整備工事等にかかる費用を補助する。				
	対象にできる 物件	次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く）に存する空き地であること。 (2) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「空き地活用応援制度」（空き地整備事業補助に限る）の補助金の交付を受けていないこと。				
	要件	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 <table><tr><th>団体利用型</th><th>個人整備型</th></tr><tr><td>(1) 空き地を整備し、バンク登録団体が地域活動を行うために2年以上*継続して活用すること。</td><td>(1) 以下のいずれか整備を実施すること。 ア 雑草の繁茂防止など雑草の繁茂防止など空き地の環境改善に資する整備 イ 農園や菜園、果樹園、花壇としての整備 ウ ポケットパーク等地域の交流の場としての整備</td></tr></table> (2) 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空き地を適正に維持管理すること。 (3) 補助事業者及びバンク登録団体は、市長の求めに応じて、当該空き地で行う地域活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。 (4) 当該空き地で行う整備及び地域活動の内容並びに前号の広報への協力について、当該空き地の所有者全員の承諾を得ていること。 (5) 当該空き地で行う地域活動が地域住民の生活に影響を及ぼすと考えられる場合は、地域活動を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法等を説明し、理解を得ながら地域活動を進めること。 (6) バンク登録団体は、その構成員に対し、当該空き地で行う地域活動により得られた収益を分配、又は、財産を還元しないこと。 (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令を遵守すること。		団体利用型	個人整備型	(1) 空き地を整備し、バンク登録団体が地域活動を行うために2年以上*継続して活用すること。
団体利用型	個人整備型					
(1) 空き地を整備し、バンク登録団体が地域活動を行うために2年以上*継続して活用すること。	(1) 以下のいずれか整備を実施すること。 ア 雑草の繁茂防止など雑草の繁茂防止など空き地の環境改善に資する整備 イ 農園や菜園、果樹園、花壇としての整備 ウ ポケットパーク等地域の交流の場としての整備					

		(8) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。 (9) 当該補助事業にすでに着手していないこと。				
申請をできる者	次の各号のいずれかに該当するものとする。					
	<table><tr><th>団体利用型</th><th>個人整備型</th></tr><tr><td>(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） (3) 空き地で地域活動を行うバンク登録団体</td><td>(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） ただし、法人、団体は除く。</td></tr></table>	団体利用型	個人整備型	(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） (3) 空き地で地域活動を行うバンク登録団体	(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） ただし、法人、団体は除く。	
	団体利用型	個人整備型				
(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） (3) 空き地で地域活動を行うバンク登録団体	(1) 空き地の所有者（予定を含む。） (2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。） ただし、法人、団体は除く。					
次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。 (1) 神戸市税の滞納のある者 (2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者						
対象にできる経費	補助事業者が地域活動等のために当該年度内に行う空き地の整備に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。 (1) 整備工事費（残置物の撤去、土地に定着させて使用する設備等の購入及び設置を含む） (2) 備品費（土地に常置するものであって、その金額が 50,000 円未満（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない）のものに限る） (3) 種苗費（農園等として利用する場合に、その初動に使用するものに限る） (4) その他市長が必要と認める費用					
補助金の額	次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。					
	<table><tr><th>団体利用型</th><th>個人整備型</th></tr><tr><td>(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計 (2) 整備する空き地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 300 千円を加えた額</td><td>(1) 補助対象経費の合計の 1/2 (2) 1 件につき 100 千円</td></tr></table>	団体利用型	個人整備型	(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計 (2) 整備する空き地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 300 千円を加えた額	(1) 補助対象経費の合計の 1/2 (2) 1 件につき 100 千円	
	団体利用型	個人整備型				
(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計 (2) 整備する空き地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 300 千円を加えた額	(1) 補助対象経費の合計の 1/2 (2) 1 件につき 100 千円					

		(3) 1,000 千円	
第 4 条関係 (交付申請)	交付申請時の 提出書類	団体利用型 (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号) (2) 事業計画書 (様式第 1 号の 2) (3) 空き地の所在がわかる位置図 (4) 空き地の所有者が分かる書類 (公図及び登記事項証明書 (原則、発行日から3か月以内のもの) の写し等) (5) 空き地を賃貸借又は使用貸借して活用する場合は、賃貸借契約書等の写し * (6) 申請者の他に空き地の所有者がいる場合は、空き地活用承諾書 (様式第 1 号の 3) (7) 整備予定の内容がわかる図面等 (8) 現況の写真 (9) 補助対象経費及びその明細が分かる見積書の写し等 (10) その他市長が必要と認める書類	個人整備型 (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号) (2) 空き地の所在がわかる位置図 (3) 空き地の所有者が分かる書類 (公図及び登記事項証明書 (原則、発行日から3か月以内のもの) の写し等) (4) 空き地を賃貸借又は使用貸借して活用する場合は、賃貸借契約書等の写し (5) 申請者の他に空き地の所有者がいる場合は、空き地活用承諾書 (様式第 1 号の 3) (6) 整備予定の内容がわかる図面等 (7) 現況の写真 (8) 補助対象経費及びその明細が分かる見積書の写し等 (9) その他市長が必要と認める書類
第 5 条関係 (審査会)	—	—	
第 6 条関係 (交付の決定)	補助事業の 着手に含む行為	補助事業に係る契約の締結	
第 7 条関係 (補助事業の 変更等)	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの (3) 事業計画の内容を大きく変更するもの (4) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (5) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (6) 補助対象経費に含む整備予定箇所を大きく変更するもの (7) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (8) その他市長が認めるもの	
第 8 条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書(様式第 8 号) (2) 整備した内容の分かる最終の図面等 (3) 整備後の写真 (全体及び整備箇所、購入した備品等)	

		(4) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書等 (5) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し (6) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し (7) その他市長が必要と認める書類
	例外要件	—
* その他の事項		(1) 地域活動の継続期間は、実績報告の日の属する月の翌月から起算する。 (2) 交付申請の時点において、空き地の売買、贈与、賃貸借又は使用貸借等の契約が未締結の場合、補助事業者は、実績報告までに当該契約が締結されたことがわかる契約書等の写しを提出する。 その場合は、空き地を賃貸借又は使用貸借して活用する場合であっても、「交付申請の提出書類」第5号を省略できるものとする。
施行履歴		制定 平成30年10月1日（旧要綱） 改正 平成31年4月1日（旧要綱） 令和元年10月1日（旧要綱） 令和2年6月1日（旧要綱） 令和3年4月1日（旧要綱） 令和4年4月1日（旧要綱） 令和5年4月3日 令和6年4月10日